

生 通 甲 達 第 5 号
警 務 甲 達 第 5 号
生 企 甲 達 第 7 号
刑 企 甲 達 第 6 号
交 企 甲 達 第 3 号
警 公 甲 達 第 2 号
平成 2 3 年 2 月 1 6 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

福井県警察の緊急配備等に関する訓令の制定について

福井県警察の緊急配備等の実施については、福井県警察の緊急配備等に関する訓令（平成14年福井県警察本部訓令第29号。以下「緊配訓令」という。）に基づき実施しているところであるが、このたび、初動警察刷新強化に向けて緊配訓令の全部を改正し、平成23年3月1日から施行することとするので、下記事項に留意の上、効率的な運用を図られたい。

なお、これに伴い福井県警察の緊急配備等に関する訓令の制定について（平成22年生地甲達第4号）は、廃止する。

記

第1 改正の趣旨

初動警察刷新強化に向けて、事件内容に応じた迅速的確な指令及び指示の徹底、通信指令支援システム（以下「システム」という。）更新に伴い新たに導入した機能の的確な運用等を図ることにより、効果的な緊急配備、集中運用配備及び広域配備（以下「緊急配備等」という。）をより一層推進するため改正したものである。